

平成28年度 地域利用団体優先申込みの取り扱いについて

地域で活動する減免団体が、市民センター各室を優先的に申込みできる取り扱いを行っています。

1. 対象となる団体

次の全ての条件に該当する団体が対象となります。

- (1)当市民センターに使用料減免登録申込書を提出し、減免承認を受けている団体
- (2)対象となる市民センターの中学校区内（隣接する中学校区内を含む）に住所を有する会員が、全会員の3分の2以上である団体。

2. 優先申込み回数

月1回（ホールは1区分、その他各室は連続4時間以内を1回と数えます）

3. 優先申込の受付

- (1)受付期間は、使用する3ヶ月前の5日（休館日の場合は翌開館日）から15日（休館日の場合は直前の開館日）となります。
- (2)受付開始日については、午前10時から窓口で受付を行います。午前10時に複数の申込みがある場合は抽選で申込順を決定します。以降は先着順に受付を行います。（電話での受付は、受付開始日の翌日9時から先着順により行います。）

4. 地域利用団体登録

優先申込を行うためには、地域利用団体登録届出書の提出が必要です。（届出書には、原則として名簿を添付してください）

※減免登録証の減免区分が2～5項に該当する10割減免団体で、平成24年度以降に登録を受けている団体は届出不要です。 *減免区分：減免登録証の上部に記載されていますので、ご確認ください。

平成28年度の使用料減免登録申し込みと合わせて、当市民センターにお申し込みください。

なお、6月使用分の優先申し込み予定がある方は、優先申し込み受付前に申請をお願いします。

5. 留意点

不特定多数に参加を呼びかける行事や、減免の対象とならない利用については、優先申込の対象となりません。

※※詳しくは窓口へお問い合わせください※※

三本松緑地活性化委員会

～ メンバー募集中 ～

三本松緑地公園を地域の宝にしませんか？

※詳しくは、市民センターまでお問い合わせください。
電話：274-3955



『三本松緑地公園（どんどこやま）で初日の出を見よう！』

三本松町内会、三本松緑地公園愛護協力会、三本松緑地活性化委員会や地域の皆さん80名余りと一緒に初日の出を見ました。今年もいいことがありますように。

地域情報



北仙台の冬の風物詩とも言うべき菊田陶業さんのクリスマスイルミネーション。昨年は海バージョンも加わり、親子連れやカップルでにぎわっていました。まだご覧になったことがない方は、今年は是非足を運ばれてみてはいかがでしょうか。



改修工事レポート④

工事は順調に進んでおります。ホールや各室の内装も徐々に仕上がりが、いよいよ体育館の工事が始まりました。高い足場を組んでの作業。体育館の天井って、随分高いですね。

